加盟団体規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）定款第 52 条第 2 項により、本協会の加盟団体に関する事項について定める。

（加盟団体）

第２条　理事会の決議を経て本協会の加盟団体となった団体は以下の 4 つに分類する。

（１）全国を 9 の地域に区分し、各地域を代表するバレーボール協会（以下「加盟ブロック連盟」という）

（２）各都道府県を代表するバレーボール協会（以下「加盟都道府県協会」という）

（３）　全国的に組織されたバレーボール競技団体（以下「加盟全国連盟」とい

（４）全国的に組織されたバレーボールリーグ（以下「加盟リーグ」という）

２　本協会の加盟ブロック連盟は次の通りとする。

ブロック連盟	統 括 都 道 府 県 名
北海道バレーボール連盟	北海道
東北バレーボール連盟	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東バレーボール連盟	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越バレーボール連盟	新潟、長野、富山、石川、福井
東海バレーボール連盟	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿バレーボール連盟	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国バレーボール連盟	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国バレーボール連盟	香川、徳島、愛媛、高知
九州バレーボール連盟	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

３　本協会の加盟都道府県協会は、次の通りとする。

一般社団法人北海道バレーボール協会	青森県バレーボール協会
一般社団法人岩手県バレーボール協会	一般社団法人秋田県バレーボール協会
一般社団法人山形県バレーボール協会	宮城県バレーボール協会
一般社団法人福島県バレーボール協会	一般社団法人茨城県バレーボール協会
栃木県バレーボール協会	一般社団法人群馬県バレーボール協会
一般社団法人埼玉県バレーボール協会	一般社団法人千葉県バレーボール協会
公益財団法人東京都バレーボール協会	一般財団法人神奈川県バレーボール協会

一般社団法人山梨県バレーボール協会	一般財団法人長野県バレーボール協会
新潟県バレーボール協会	一般社団法人富山県バレーボール協会
一般社団法人石川県バレーボール協会	福井県バレーボール協会
一般社団法人静岡県バレーボール協会	一般社団法人愛知県バレーボール協会
岐阜県バレーボール協会	一般社団法人三重県バレーボール協会
滋賀県バレーボール協会	京都府バレーボール協会
奈良県バレーボール協会	一般社団法人和歌山県バレーボール協会
一般財団法人大阪府バレーボール協会	一般財団法人兵庫県バレーボール協会
一般社団法人鳥取県バレーボール協会	島根県バレーボール協会
一般社団法人岡山県バレーボール協会	一般財団法人広島県バレーボール協会
山口県バレーボール協会	香川県バレーボール協会
徳島県バレーボール協会	愛媛県バレーボール協会
高知県バレーボール協会	一般財団法人福岡県バレーボール協会
佐賀県バレーボール協会	一般財団法人長崎県バレーボール協会
熊本県バレーボール協会	大分県バレーボール協会
宮崎県バレーボール協会	一般社団法人鹿児島県バレーボール協会
沖縄県バレーボール協会	

４　本協会の加盟全国連盟は、次の通りとする。

日本実業団バレーボール連盟
一般財団法人全日本大学バレーボール連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟バレーボール専門部
公益財団法人日本中学校体育連盟バレーボール競技部
一般社団法人日本小学生バレーボール連盟
日本ソフトバレーボール連盟
一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟
日本ヤングクラブバレーボール連盟
日本クラブバレーボール連盟

５　本協会の加盟リーグは、次の通りとする。

公益社団法人 SV リーグ

（準加盟団体）

第３条　本協会は、前条のほか、国内におけるスポーツ団体を準加盟団体とすることができる。

２　前項に定める準加盟団体は、次の通りとする。

３　準加盟団体は、原則として加盟団体に準じた取り扱いとする。

（加盟団体の使命）
第４条　加盟団体は、日本におけるバレーボールの組織基盤の根幹となることを十分に理解したうえで、本協会の理念等に従い、協同してバレーボールの競技普及・振興および選手・指導者・審判員等の育成・強化に関する各事業を行うことをその使命とする。

第２章　組織

（加盟ブロック連盟の組織）
第５条　加盟ブロック連盟は、それぞれの地域に所属する加盟都道府県協会を統括し、代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

２　前項の団体名には、当該のブロック名を冠しなければならない。

（加盟都道府県協会の組織）
第６条　加盟都道府県協会は、それぞれの都道府県におけるバレーボール界を統轄し、代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

２　前項の団体名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

（加盟全国連盟の組織）
第７条　加盟全国連盟は、バレーボールの各種別を全国的に統轄し代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

２　前項の条件を有していない場合でも準加盟団体（準加盟全国連盟）となることができる。

（加盟リーグの組織）
第８条　加盟リーグは、バレーボールのリーグを統轄し代表する団体として適当なる組織を有していなければならない。

２　前項の条件を有していない場合でも準加盟団体（準加盟リーグ）となることができる。

第３章　権限

（加盟団体代表委員の選任）
第９条　加盟団体は、団体ごとに１名の加盟団体代表委員を選任しなければならない。

２　加盟団体は、加盟団体代表委員を選任した際には、加盟団体台帳に登録することにより、本協会に届け出なければならない。

３　加盟団体代表委員が交代した際には、前項に従い直ちに本協会に届け出なければならない。

（加盟団体代表委員総会）

第 10 条　本協会の代表理事は、本協会の事業計画、収支予算および事業報告、決算に関する諮問および報告を行なうことを目的として、毎年２回、加盟団体代表委員総会（以下「総会」という。）を招集する。

２　加盟団体代表委員は、総会において前項の案件に関する意見を述べることができる。

３　総会の議長は、加盟団体代表委員の互選により定める。

４　加盟団体代表委員が総会に出席できない場合、あらかじめ指名した代理出席者を総会に出席させることができる。

５　前項の代理出席者の届け出は、第９条第２項に準じて行なうものとする。

６　準加盟団体の代表委員は、オブザーバーとして加盟団体代表委員総会に出席する。

７　別に定めるブロック理事長会規程に定める全国ブロック理事長は、オブザーバーとして加盟団体代表委員総会に出席する。

８　総会の開催方法は、対面またはオンライン開催による。

（加盟団体連携会議）

第 11 条　本協会の代表理事は、原則 2 か月に一度、加盟団体連携会議を（以下「連携会議」という。）を招集する。連携会議では加盟団体の研修、本協会と加盟団体の情報交換や意見交換、課題の共有等を目的とする。

２　連携会議は研修目的を含むため、加盟団体からの出席者は加盟団体代表委員に限らない。ただし当該加盟団体の役員や主要委員会の委員長として執行に参画している、または将来の役員候補等、協会の運営に関連している者を出席させる。

３　連携会議は開催の目的を鑑み、原則オンライン開催とし、日当対象外とする。ただし対面開催となった場合には本協会の旅費規程に準じて交通費を支給する。

４　連携会議の議長は本協会の代表理事あるいは本協会の代表理事が指名した者が務める。

（全国ブロック理事長会）

第 12 条　全国ブロック理事長会については、別途「全国ブロック理事長会規程」に定める。

第４章　義務

（計画および届出時期）
第 13 条　加盟団体は、毎事業年度開始 1 ヵ月前から開始後 1 ヵ月の間に、当該年度の事業計画書および収支予算書ならびに次の書類を本協会に届け出なければならない。
（1）役員名簿
（2）事業計画および予算を決議した機関の議事録
（3）法人格取得団体は、定款および法人登記謄本（変更があった場合のみ）

（報告および届出時期）
第 14 条　加盟団体は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、当該年度の事業報告書および次の書類を本協会に届け出なければならない。
（1）決算関連書類（貸借対照表、正味財産増減計算書または収支計算書）
（2）事業報告および決算を決議した機関の議事録
（3）当該団体監事の監査報告書

（変更報告および届出方法について）
第 15 条　加盟団体は、本協会に対し選任している加盟団体代表委員および当該団体の役員ならびに第 13 条、第 14 条および第 17 条においてすでに本協会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに届け出なければならない。なお、届出の方法については、書面または WEB 台帳の更新をもってこれを行う。

2　加盟団体は、各団体の運営、事業または活動に関する本協会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

（遵守すべき事項）
第 16 条　加盟団体は、関係法令および加盟に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第 4 条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2　加盟団体は、暴力、あらゆるハラスメント行為、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。

3　加盟団体は組織のガバナンスを確立し適正に業務を執行しなければならない。
4　加盟団体は、男女が対等な構成員として、参画する機会を確保し、適切な組織運営に備えた人物、外部有識者の登用に努めなければならない。
5　加盟団体は、スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守に努めなければならない。

第５章　加盟および脱退等

（加盟）
第 17 条　新たに本協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
（1）加盟申請書（事務所所在地および連絡先を明記すること）
（2）定款またはそれに準ずるもの、および本協会から求められるもの。
（3）所属団体および支部組織一覧表
（4）役員表

（５）前年度事業概況書、前年度決算書、当該年度事業計画書および当該年度予算書

（資格の喪失）
第 18 条　本協会の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。
（１）脱退
（２）加盟団体の解散
（３）処分結果による除名

（脱退等）
第 19 条　加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会の決議を受けなければならない。
（１）脱退願書
（２）脱退理由書

２　加盟団体が解散する場合も、前項の書類を提出し、理事会の決議を得なければならない。

第６章　監督および処分

（指導助言・指示）
第 20 条　本協会は、必要があると認める場合は、加盟団体に対し、組織運営等について必要な指導および助言をすることができる。

２　本協会は、加盟団体に対し本規程に定める目的および使命の達成に必要な範囲で指示を行うことができ、加盟団体は合理的な理由がない限りこれに従わなければならない。

（処分）
第 21 条　本協会は、加盟団体が第４章の義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、または加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。
（１）指導
（２）勧告
（３）資格停止
（４）除名
なお、上記の処分とは別に、本協会委託事業以外の助成金その他経済的給付の停止または減額を併科できるものとする。

２　調査結果に基づく処分案（適用処分・適用期間等）の作成は、業務執行理事会で行うものとする。ただし、コンプライアンス委員会への協力が必要と認める事案については、当該委員会に処分案の判断を仰ぐことができる。

３　最終的な処分は理事会で決議の上、決定する。なお、本規程に定めのない取り扱いについては別途理事会で定める。

４　処分の決定に際して、当該事案の調査が必要な場合は、役職員および外部委託の担当者が調査および事情聴取を行う。

５　加盟団体は、前項に定める調査において、事情聴取への協力または書類の提出等を求められた場合、その要請にできる限り応じなければならない。

６　本状第１項第３号（資格停止）又は第４号（除名）となった場合、資格が停止されている期間又は除名された後においては、本協会の事業に関する業務は本協会が必要な措置を講じる。また本協会の事業以外の事項については業務執行理事会の決議に基づき本協会が措置を講じることができるものとする。

７　処分の適用期間中に、是正・改善が図られた場合、処分の軽減および解除等の判断は理事会の決議により決定できる。

（弁明の機会の付与）

第 22 条　第 21 条の処分に当たっては、事前に加盟団体に弁明の機会を設けなくてはならない。

（処分に当たっての理由の提示）

第 23 条　処分を行うにあたっては、当該処分と同時に、当該団体に対して、処分通知および処分理由は書面をもって示さなくてはならない。

（不服申立手続）

第 24 条　加盟団体は、理事会に対して、当該処分につき不服を申し立てることができる。不服の申し立ては、当該被処分団体が処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、書面をもってしなければならない。

２　前項の不服申立てを受けたときは、理事会は、処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て団体に通知する。

３ 前項の決定に対して、被処分団体は再度の不服申し立てはできない。

（損害賠償）

第 25 条　本協会は、法令等違反行為を行った加盟団体が本協会に損害を与えた場合は、当該団体に対して、損害賠償を求めることができる。

（日本スポーツ仲裁機構への不服申立て）

第 26 条　本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第７章　改廃

（改廃）

第 27 条　本規程の改廃は、理事会決議によって行う事ができる。ただし、第２条に定める加盟団体の名称変更については業務執行理事会の決議によって行い、理事会に報告するものとする。

附則

1　この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011 年 2 月 1 日）から施行する。
2　本規程は、2011 年 4 月 20 日から施行する。
3　本規程は、2013 年 3 月 21 日から施行する。
4　本規程は、2014 年 6 月 5 日から施行する。
5　本規程は、2015 年 5 月 18 日から施行する。
6　本規程は、2016 年 9 月 13 日から施行する。
7　本規程は、2017 年 4 月 25 日から施行する。
8　本規程は、2018 年 4 月 25 日から施行する。
9　本規程は、2018 年 11 月 20 日から施行する。
10　本規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
11　本規程は、2019 年 5 月 1 日から施行する。
12　本規程は、2019 年 7 月 1 日から施行する。
13　本規程は、2021 年 6 月 18 日から施行する。
14　本規程は、2023 年 6 月 16 日から施行する。
15　本規定は、2023 年 10 月 16 日から施行する。
16　本規定は、2024 年 5 月 20 日から施行する。
17　本規程は、2024 年 10 月 21 日から施行する。
18　本規程は、2025 年 1 月 24 日から施行する。
19　本規程は、2025 年 3 月 10 日から施行する。
20　本規程は、2025 年 6 月 25 日から施行する。
21　本規程は、2025 年 7 月 16 日から施行する。
22　本規程は、2026 年 3 月 11 日から施行する。
23　本規程は、2026 年 10 月 19 日から施行する。